

# 愛知県公報

発行/愛知県 編集/総務局総務部法務文書課 (毎週火・金曜日発行)

## 目次

### 監査公表

○包括外部監査の結果に基づく措置の公表 第3号 (監査委員事務局) 1

## 監査公表

### 3 監査公表第3号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定に基づき、愛知県知事から包括外部監査の結果について措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により次のように公表する。

令和3年3月12日

愛知県監査委員	篠田信示
同	川上明彦
同	山内和雄
同	伊藤辰夫
同	石井芳樹

### 包括外部監査の結果に基づいて講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>【令和元年度包括外部監査】 (高齢者福祉事業に関する財務事務の執行について)</p> <p>第1 監査の結果</p> <p>1 介護サービス第三者評価推進事業</p> <p>【意見】介護サービス情報の公表について 介護サービスに関する情報を県に報告するのは介護サービスを行う事業者の義務であるため、監督者の責務として、義務不履行の事業者の情報は公表することが望ましい。特に県においては、介護サービス情報公表システム上に「未掲載の事業所について」という項目を設けており、そこに「該当するデータが見つかりません」との記載があると、全ての事業者が情報を公表しているものと誤解を招きかねないため、留意することが望ましい。</p> <p>【意見】調査結果の分析について 修正数が多いと調査時間を要すると共に、調査機関側でも誤りを見落とす可能性が高まり、効率的ではないと考えられる。例えば、修正内容の分析を行い、誤りの多い事例等を周知することで、各事業所の当初の登録内容の正確性を高めることは可能と考えられる。 そういった取組により、調査機関の手間を減らし、調査時間の削減を図ることで、事業予算</p>	<p>令和2年9月に情報公表システムの年度切り替えを行い、報告締め切りまでに記載がない事業所・施設については、未掲載の事業所・施設として情報を更新することとした。</p> <p>今後は、期限を定めて報告の催促を行った上で、報告がない事業所・施設については、未掲載の事業所・施設として情報を更新する。</p> <p>修正内容の分析を行い、誤りの多い事例について、令和2年11月にWebサイト上に掲載することで周知を図った。</p> <p>今後は、事業所の質問と県の回答を一定数蓄積した上で、Webサイトへ掲載することとする。</p>



の削減に繋げることができる可能性もある。調査結果の分析及び周知に取り組むことが望ましい。

## 2 介護事業所人材育成認証評価事業

【意見】認証取得の申請数について

認証評価制度の認知度が低く、制度創設から4年経過しているが、申請数が伸び悩んでいる。介護サービス第三者評価推進会議で各委員から出された意見も取組に反映させ、ロゴマークを含めた制度全体の仕組みについて周知し、介護人材及び事業者へのメリットをより一層アピールしていくことが望ましい。

## 3 軽費老人ホーム利用料助成事業

【意見】サービスの提供に要する支出額について

県は、軽費老人ホーム利用者の利用料負担を軽減するとともに、軽費老人ホームの健全な運営の助長を図るため、サービスの提供に要する費用の一部を助成している。

適切な補助金を支給することについては、高齢福祉課として補助金を交付している63施設すべてではないが、一部施設を対象に現地確認を行っている。

県の設定したサービスの提供に要する費用の基準額と実際の支出額の乖離の大きい施設については、収支決算（見込）書抄本をみて突出している費目があれば、施設に確認することが適切な補助金の支給の観点から望ましい。

【意見】補助金対象経費の確認について

軽費老人ホームの補助金申請における支出額内訳に記載の「総事業費」については、収支予算書の金額との整合性を確認しているが、「補助対象経費」については金額の妥当性に関する確認は実施していないとのことであった。

軽費老人ホームのうち、特定施設は介護保険給付が受けられ、介護保険給付対象となる経費を除いた金額が、軽費老人ホーム支出額内訳の「補助対象経費」に記載されるべき金額である。この補助対象経費の合計額が各施設のサービスの提供に要する支出額として補助金算定の基準となることから、申請関係書類の確認では補助対象経費の金額についてもその妥当性に関して確認することが望ましい。

## 4 福祉生きがいセンター運営助成等

【意見】あいちシルバーカレッジの定員数について

あいちシルバーカレッジについては、卒業後に地域でのリーダーとしての活動を行っていくことが望まれているため、あいちシルバーカレッジのカリキュラムにおいて、地域リーダーの育成に関する項目をこれまでよりも充実させていく等、さらに事業の趣旨に沿った運営を行うことが望ましい。

【意見】高齢者の生きがいづくりについて

高齢者の生きがいづくり関連事業について、個々の事業の必要性及び規模の妥当性について

事業の内容及びロゴマークについての広報チラシを作成して課内のイベント等で事業所及び求職者・一般県民へ広報を行った。

また、会議委員からの「学校法人に制度を伝えていく（就職の際の指標となるように）」という意見を参考に、介護福祉士養成校等に対し、認証事業所一覧に加え、広報チラシも送付し、事業の認知度の向上を図った。

令和元年度の実績報告書提出時に、乖離の大きい施設については、収支決算（見込）書抄本において突出している費目があれば、突出している理由やその内訳を施設に問い合わせ、補助額に誤りが生じていないか確認した。

今後も、実績報告書提出時には必要に応じて施設に確認し、適切な補助金交付に努める。

令和元年度の軽費老人ホーム利用料補助金変更交付申請提出時に、介護保険給付が受けられる特定施設に対し、補助対象経費の積算根拠を記載するよう指導し、金額の妥当性を確認した。

今後も、補助対象経費の金額の妥当性について確認し、適切な補助金交付に努める。

令和2年度から地域活動支援科目（地域活動のために必要な知識・ノウハウを学ぶ科目）について、従来の座学中心の講義だけでなく、地域リーダーの育成に関する内容の充実を図るため、グループワークによる講義を盛り込むとともに、講義時間を12時間から20時間へと拡充した。

なお、今後は、シルバーカレッジ卒業生を対象に、地域活動の実践をテーマとした新たな専門コースを開設することを予定しており、地域リーダーの育成についてさらなる充実を図っていく。

高齢者の生きがいづくりなど、高齢者を巡る様々な課題や今後の対応方策について、医療や福祉を始

は検討されているが、相互事業の関連など俯瞰的な検討はなされていない。

年金受給年齢が繰り下げられ、定年を延長して働く高齢者が増加している中、定年で完全に仕事を離れ、余暇やボランティアで過ごすという高齢者は少なくなっていくものと推定される。

したがって、高齢者の生きがいづくりについても、就業している高齢者も前提にする等、この変化に対応させることが望ましい。

【意見】高齢者の生きがいと健康づくり推進事業の委託契約について

県は、高齢者の生きがいと健康づくり推進のために、「高齢者の生きがいと健康づくり推進事業」を愛知県社会福祉協議会に委託している。

愛知県社会福祉協議会から提出された事業の完了報告には、委託事業の収支計算書及び資金収支内訳（見込）書が添付されているが、この報告書では、事業毎の収支は明示されていない。

変更契約時には、事業毎の収支見込みが提出されており、また、県の予算積算も事業毎の積上げによるとのことであるため、県は事業毎の収支を把握できる完了報告を提出させた上で、委託料が適正に経理されたことを確認することが望まれる。

5 介護保険事業指導

【意見】介護技術コンテストについて

介護技術コンテストについて、介護士ではない一般の方への認知度も広めるため、開催当日は一般の観客も招くと共に当日の様子についてYouTubeで映像を公開している。

しかしながら、視聴数が極端に少ない状況にあり、費用対効果の観点から、広報の仕方を見直すことが望ましい。

【意見】愛知県介護給付適正化計画有識者会議委員の選定プロセスについて

愛知県介護給付適正化計画有識者会議について、委員の就任期間は3年であり、再任は妨げないと規定されているが現在委員のうち、2名の就任期間が長期化している。

長期間に渡り、関与してもらうことについては、良い面もある一方で新たな視点からの意見が出にくいということも考えられる。あまり長期化すると属人的となり、後任者の選定も難しくなることから、どのようなプロセスを経て各委員が選定されたかを明確にすることで、そのようなリスクは避けることができるため、委員としての選定過程を明確化することが望ましい。

6 介護福祉士等修学資金等貸付事業

【意見】債権管理状況について

県は、実施主体である愛知県社会福祉協議会より年に2回貸付事業債権管理状況について報告を受けている。

愛知県社会福祉協議会の債権管理について、県は、滞納者リストの作成、督促の手段及びその手続きを把握していなかった。

貸付事業の原資が県の補助金であることから

め幅広い分野の有識者による「高齢社会懇談会」を令和元年度に開催し、この懇談会での意見等を踏まえ、高齢者の社会参加を推進するための新たなモデル事業を令和2年度より開始した。

なお、このモデル事業のうち、「高齢者の就労・生きがいづくりの一体的支援」をテーマにしたモデルでは、現在就業しているシニア世代の方が、退職後もスムーズに地域活動（ボランティア活動等）に取り組んでいけるようにするための支援事業の実施を盛り込んでいる。

事業完了時に愛知県社会福祉協議会より提出される実績報告書について、令和元年度分から、5つの事業区分ごとに、契約時点の金額や実績額との内訳が分かる資料の添付を求め、事業毎の収支を把握できるようにした。

また、契約時点金額と実績額に差異が生じた事業について理由を確認することにより、委託料が適正に経理されたことを確認した。

今後も引き続き同様の取組を継続していく。

当日映像のYouTubeについて、全体版に加えダイジェスト版を作成し、より手軽に見てもらえるよう工夫した。また、出場者募集チラシにて、YouTubeでコンテスト当日の映像が見られる旨広報した。

さらに、課内の他グループのYouTubeチャンネル（介護関係）にもダイジェスト版の掲載を依頼し、より多くの方に見てもらえるようにした。

今後も介護技術コンテストの認知度を向上させるための取組を継続していく。

愛知県介護給付適正化計画有識者会議委員の選定プロセスを明確化するため、令和元年12月に、委員選定基準を作成した。

今後は当該基準に基づき、有識者会議委員を選定していく。

県は、令和2年度に愛知県社会福祉協議会に対し、県の「福祉局債権管理マニュアル作成の手引き」を基に、返還滞納者の抽出や督促についての債権管理基準を定めるよう指導し、愛知県社会福祉協議会が債権管理のマニュアルを作成した。また、当該マニュアルに基づいて、報告及び催促を行うよう指導を実施した。

返還滞納者の抽出や督促については、一定のマニュアルや債権管理基準を定めさせることが望ましい。

また、当該貸付事業は、県の補助金を原資として愛知県社会福祉協議会が実施主体として行っている事業ではあるが、今後も県内において活躍が期待される介護福祉士の確保という目的を達成しうる安定した貸付制度とすることが望まれる。そのため、県としても、愛知県社会福祉協議会の債権管理方法や状況報告について助言・支援を行っていくことが望ましい。

#### 7 介護福祉士資格取得支援事業

##### 【意見】支援制度の周知について

介護福祉士資格取得支援事業の申請団体数及び補助交付額は減少傾向にあり、当初予算額に比べた補助交付額は明らかに低調であるため、当該支援制度はほとんど利用されていないものといえる。

この利用が低調な理由として、支援制度の周知不足が考えられ、周知方法について検討の余地があるといえる。

支援制度の周知方法について、見直しを行うことが望ましい。

#### 8 地域づくり交流促進基盤整備事業

##### 【意見】「地域包括ケアポータルサイト」の利用状況及び更新状況について

「地域包括ケアポータルサイト」において、利用者の住所から、担当地域の地域包括支援センターを検索できるようになっており、最も身近な総合的な相談窓口として情報が一元化され、地域住民の利便性に一定程度寄与している。

現在の利用状況及び更新状況では、当初の目的である「地域包括ケアの情報の拠点」として十分に機能しているとはいえない。

今後、ポータルサイトの周知に努めるなど、登録団体数の増加策の検討を行い、団体の活動や県としてのイベント情報を今まで以上に発信することが望ましい。

#### 9 地域包括ケア相談体制整備事業

##### 【意見】研修受講者からのアンケートについて

研修の企画・立案・運営については、地域包括ケアに関する専門的な知見を有する外部機関に委託している。

そのため、研修の終了後は、研修事業の委託先から研修結果（研修の目的や成果）について、報告を受けている。

しかし、委託先が実施した研修受講者からの理解状況の確認や意見などのアンケート調査結果を入手していなかった。

アンケートの調査結果を入手することで、研修受講者の理解状況や意見、ニーズを把握し、今後の研修内容に反映させることが可能となる。

今後はアンケートの調査結果を入手することが望ましい。

#### 10 地域リハビリテーション専門職育成事業

##### 【意見】研修受講者からのアンケートについて

研修の企画・立案・運営については、リハビリテーションに関する専門的な知見を有する外部機関に委託している。

そのため、研修の終了後は、研修事業の委託

今後も貸付制度の目的を達成できるよう、県として、愛知県社会福祉協議会とさらに情報共有を密にし、債権管理方法や状況報告について助言・支援を行っていく。

令和2年度における補助金申請募集時において、補助金の交付を受ける介護事業者側のみならず、受講により補助金の対象となる研修を実施する研修機関側にも支援制度の案内を行うなど、周知方法の強化を図った。

地域包括ケアポータルサイトの登録団体数の増加策として、令和2年度からポータルサイト啓発チラシを県内市町村や県内主要郵便局66箇所の窓口へ配架すること等により、ポータルサイトの周知を図った。

また、地域包括ケアの活動団体や市町村、県で実施する事業についてのイベント情報等を本ポータルサイトで積極的に発信し、更新頻度を増やした。

引き続き、更なる登録団体数の増加を目指し、関係団体等に対するポータルサイトの周知及びポータルサイトでの積極的な情報発信に努めていく。

令和2年度の契約から、研修会受講者に対して実施したアンケートの調査結果を県に報告するよう「委託業務仕様書」に定めることとした。

今後も引き続き研修受講者からの意見等を把握し、研修内容に反映していく。

令和2年度の契約から、研修会受講者に対して実施したアンケートの調査結果を県に報告するよう「委託業務仕様書」に定めることとした。

今後も引き続き研修受講者からの意見等を把握

先から研修結果(研修の目的や成果)について、報告を受けている。

しかし、委託先が実施した研修受講者から理解状況の確認や意見などのアンケート調査結果を入手していなかった。

アンケートの調査結果を入手することで、研修受講者の理解状況や意見、ニーズを把握し、今後の研修内容に反映させることが可能となる。今後はアンケートの調査結果を入手することが望ましい。

#### 11 認知症介護実践者等養成事業

【意見】研修受講者数の低下傾向について

平成28年度から平成30年度までの研修受講定員に対する受講者の割合の推移をみると、低下傾向にある。

今後もこの受講者の減少傾向が続けば、認知症高齢者に対する介護サービスの基礎的な知識の普及を図ることは困難となる。

受講割合の低下の事実を踏まえ、開催場所、開催日などの参加しやすさを考慮するなど、その原因を分析し、より受講者を増やすための方策を検討することが望ましい。

#### 12 認知症サポーター養成講座研修

【意見】認知症サポーター養成講座の受講状況について

福祉局及び保健医療局の本庁職員(非常勤職員を除く。)を対象とした「認知症サポーター養成講座」の受講率の向上を目指し、平成30年度及び令和元年度の2か年間ですべての職員の受講を目指している。

しかし、受講率は全体で53%にとどまっており、なかには受講率が30%台の課もある。

受講率を向上させるため、今後は課長等幹部が出席する会議を通じて欠席者を連絡するなど、すべての職員が受講できるように調整することが望ましい。

#### 13 社会福祉法人等の指導監査事業

【意見】指導監査方法の見直しについて

指導監査にあたる担当者一人当たりの時間数が増加傾向にあることから、担当者の負担が増加している。しかし、これに対応して担当者数を増加させることは容易ではない。

そこで、指導監査の頻度を見直すことが考えられる。リスクを鑑みて、一般指導監査の頻度を減少させることができる法人については、積極的に頻度を見直し、1年間に実地調査を行う法人数を適切に調整することが望ましい。

【意見】指導監査結果のWebサイトでの開示について

体系的に分類した情報を開示することで、指導監査に関する透明性の向上及び、指導監査を受ける社会福祉法人において、他法人に対する指摘を参考に、法人運営等に関する再確認が可能となるなどのメリットがあるものと考えられる。

したがって、現在よりも情報開示の内容を充実させ、適正な法人運営と社会福祉事業等の健全な経営の確保を図ることが望ましい。

【平成30年度包括外部監査】

し、研修内容に反映していく。

認知症介護実践者等養成事業について、事業委託先である一般社団法人愛知県介護福祉士会と原因の分析や検討を行った結果、周知不足が受講者数の減少の原因として挙げられたため、研修の周知方法の見直しを行った。

従前は、市町村経由でメールにより施設に受講募集を送信していたが、令和2年度からは、新たに県から直接施設へ文書を発出するとともに、介護系研修会でのチラシの配布、一般社団法人愛知県介護福祉士会のWebサイトでの周知を実施することとした。

認知症サポーター養成講座の「集合型研修」について、課長会議等で受講するよう周知徹底を図るとともに、「集合型研修」を受講できない職員向けに「非集合型研修(教材配布・効果測定による自席型研修)」を新たに設定し、全ての職員が受講できる環境を整えた。

今後も、全ての職員が受講できるよう、集合型研修だけでなく非集合型研修を開催するなど研修実施体制を工夫していく。

令和2年度から、会計監査人を設置する社会福祉法人への指導監査の実施周期について、法人運営及び施設運営を鑑みた上で、3年に1回を最長5年に1回まで延長できることとした。

今後も、監査実施周期について、適宜見直していく。

監査指導室のWebサイトについて、従来は指導監査結果の指示事項だけを列記したものであったが、令和2年2月から体系的に分類した指示事項及び指示件数を掲載し、法人及び社会福祉事業の適切な運営に資するための情報開示内容を充実させた。

(観光あいちの促進に関連する事業に関する財務事務の執行について)

## 第1 総合所見

【意見】DMOとの役割分担の明確化について

県の業務の中にはプロモーション活動などDMOにおいて実施することが期待される業務が含まれており、DMOとの役割分担において課題が認められた。

現在県が行っている施策・事業のうち、どのようなものを継続的に県で実施し、どのようなものをDMOにおいて実施すべきかといった役割分担を明確にすることが望まれる。

役割分担の例としては、県は行政機関として観光全般の戦略策定や観光政策実現に向けた庁内の調整といった役割に注力し、それ以外のプロモーション活動などはDMOが実施することが望ましいと考えるが、この点は県とDMOの予算・人員規模に応じて検討すべき事項と考える。

## 第2 個別所見

### 1 観光資源の充実とブランド化の推進

【意見】対応言語選定とターゲット国選定について

欧米豪の訪日外国人旅行者を開拓していくには「A i c h i N o w」などにおける情報発信において言語対応等を行っていく必要があると考えられる。

そのためにも、潜在的な需要の高い国を調査するなどにより、中長期的にターゲットと想定する国を定めることが望まれる。

【平成29年度包括外部監査】

(防災事業に関する財務事務の執行について)

## 第1 総合所見

【意見】自助、共助の強化に向けた更なる工夫について

甚大な被害が予測される中、自助の取組を更に強化させることは、県が優先的に取り組むべき課題である。他府県と比べ、県の施策内容に不足が認められるものではなく、またこの課題は極めて難しいものではあるが、県には自助、共助の強化に向け、更なる工夫を行うことが望まれる。

## 第2 個別所見

### 1 生活の確保

【指摘】品質保証期限が到来した備蓄物資の取扱いのルール化について

備蓄物資の中には、メーカーの品質保証期限を超過したものがあつた。現在も正しく使用できるか製造者等に確認した上で備蓄を継続している品目もあつたが、網羅的には点検されておらず、また点検に関するルールもなかつた。県としてメーカーの品質保証期限を超過した物資に対し、どのような点検を行うか、また、利用

令和2年度より、県とDMOである(一社)愛知県観光協会が共同事務局を担う新しいプラットフォーム(愛知・名古屋観光誘客協議会)を設立し、運輸機関と連携したPR・プロモーションの実施を通して、DMOの機能強化を図っていくこととした。

旅行会社向けの商談会や観光展の開催などについては、愛知・名古屋観光誘客協議会が主導し、運輸機関との連携関係の構築や市町村間の連携の促進などについては、県が注力するというように、役割分担を明確化した。

令和2年度に、訪日外客数の動向、訴求コンテンツ等を参考に、中長期的なターゲット想定観点から検討を行い選定したアジア及び欧米豪の海外6か国に、現地事業者によるプロモーション事業を行う「海外観光レップ」を設置した。

訪日外客の動向は、世界情勢等により変化していくことから、今後もターゲット国の見直し、言語対応の検討について継続的に実施していくこととした。

県では、災害への危機意識を高め、災害に備えて実際に行動するよう促し、県民一人ひとりの「自助」、地域社会における「共助」、行政による「公助」の三つが連携した防災協働社会の形成を推進してきた。

さらなる防災体制の構築を推進していくため、市町村や市町村社協、ボランティア団体等に対し、令和2年1月に風水害防災体制強化事業説明会を実施した。

また、令和2年11月には、令和元年度に風水害防災体制強化事業で作成した研修資料を活用してボランティア団体に対し研修会を実施した。

今後も各市町村において研修資料を活用した研修会等を実施するよう依頼し、更なる自助、共助の強化に取り組んでいく。

令和2年12月に「品質保証期限のある備蓄物資の取扱いについて(方針)」を作成し、備蓄を継続している全品目について、更新及び点検に関するルールを明確化した。

できる場合のみ継続保管し、不足分は購入するのといった手続きを明確にすることが必要である。

【指摘】備蓄物資の帳簿在庫と実際有高との差異について

東大手庁舎備蓄倉庫の備蓄物資のひとつが帳簿上の在庫数と比較して2箱少なく、別の場所に保管されていた。この理由は熊本地震発生後に備蓄物資が実際に機能できる状況であるかを確認するために、別の場所に持ち出して確認したが物資を元に戻すのを失念していたとのことであった。今後は一時的に持ち出しを行う場合にも、持ち出した場所、持ち出した担当者等を明確に管理し、可能な限り速やかに備蓄場所に戻すことが必要である。

## 2 迅速な復旧・復興

【指摘】家屋被害認定士の増加に向けた取組について

南海トラフ地震などの広域災害が生じれば、県内では極めて多数の建物を調査する必要があるが、市町村職員だけでは人材が不足することが強く推察される。そのため、建物構造の知見を有する建築士などの参加もできるだけ早く呼びかけ、人材の増加に努めることが望まれる。

### 【平成26年度包括外部監査】

(情報システムに関する財務事務の執行について)

#### 第1 外部監査の結果—総括的事項—

##### 1 情報セキュリティポリシー等に係るP D C Aサイクルの構築について

【意見】情報セキュリティポリシー等に係るP D C Aサイクルの構築について

県では、全職員へ「情報セキュリティに係る自己点検票」を配付し、自己点検を実施するとともに、情報システム管理者については所管する情報システム等に係る自己点検を実施している。しかしながら、必ずしも問題なくポリシー等が遵守されているとは言い難い状況にある。そのため、自己点検の回答結果は、その実効性について課題があると考えられる。

このような状況を解消するため、自己点検の項目を吟味するとともにその回答結果をポリシー等の改定へ反映すべく、いわゆるP D C Aサイクルの構築を強化することが望ましい。

### 【平成24年度包括外部監査】

(県が出資等の形で関係する団体に対する財務の執行について～県の監査対象となる関係団体の財務の執行も含めて～)

#### 第1 公益財団法人愛知県教育・スポーツ振興財団

##### 1 愛知県埋蔵文化財センター

【意見】愛知県埋蔵文化財調査センターと愛知県埋蔵文化財センター

派遣法の関係で県派遣職員を引き揚げたことにより、愛知県埋蔵文化財調査センター(県)と愛知県埋蔵文化財センター(財団)の二重の体制になっており、今後埋蔵文化財発掘調査業

備蓄物資の帳簿在庫と実際有高との差異が発生しないよう、平成31年4月に「災害救助用備蓄物資保管等要領」を改正し、持ち出しをする場合は2名以上で作業及び数量を確認することを明記した。

また、令和2年11月に同要領を改正し、持ち出した場所、持ち出した担当者等を明確に管理し、持ち出した場合は、可能な限り速やかに備蓄場所に戻す旨を明記した様式を追加した。

不動産関係団体との連携を進め、連絡体制の確認、応援・受援の包括的な合意形成、研修機会の拡充等の取組を行うため、令和2年1月に、県と不動産関係団体との間で、「災害時における家屋被害認定業務に関する基本協定」を締結した。

その後、市町村と不動産関係団体との協定に関して、県が仲介し、令和2年5月に全ての市町村と不動産関係団体との間で、「災害時における家屋被害認定業務に関する協定」を締結した。

この結果、災害時の家屋被害認定業務に関して、建築士など知見を有する人材の応援要請を行うことができるようになった。

令和元年12月に「愛知県情報セキュリティポリシー」の改定を行い、自己点検の回答結果をポリシー及び関係規定等の見直しに活用するよう記載し、P D C Aサイクルを強化した。

なお、情報システム管理者の自己点検の項目については、今後も引き続き、情勢の変化等に応じて、毎年度必要な見直しを行っていく。

埋蔵文化財発掘調査業務については、令和元年度をもって県直営による愛知県埋蔵文化財調査センターでの実施は終了し、令和2年度からは愛知県埋蔵文化財センター(公益財団法人愛知県教育・スポー

務をどのように位置づけるか改めて検討すべきである。埋蔵文化財発掘調査業務については、他県の例も参考にしながら、県直営とするものの可能性も含めて、本財団に随意契約で委託することを再検討すべきである。

#### 【平成19年度包括外部監査】

(公の施設における指定管理者制度の運用状況)

#### 第1 外部監査の結果

##### 1 指定管理者における退職給付費用の取り扱い

【意見】指定管理者における退職給付費用の取り扱い

一部の財政援助団体では、将来の退職金の支出に備えた財源が確保できておらず、県としてもそのような指導を行ってこなかったという経緯がある。しかし、指定管理者制度が導入され、公募が導入されると、民間企業等との競争の上では、退職金支出分を指定管理料に上乗せすることが困難になる。次回公募施設の指定管理者となっている財政援助団体にとっては、退職給付手当の対応は緊急かつ重要な問題であり、従来の経緯から県としても何らかの財源手当の対応は必要であると思われる。

ただし、過年度の退職金を県が負担する場合には、指定管理料以外の項目で負担することが適切であると思われる。

#### 2 個別施設の検討結果

##### (1) 各施設

##### ア 愛知こどもの国

【意見】駐車場料金について

民営の2つの駐車場があるが、これらは開設当時の地元地権者等が創立した民間団体により運営され、駐車料金が高いとの意見があり、施設の利用を控えている要因になっていると考えられるが、管理・運営は駐車場経営者の決定に委ねられており、財団では特別な対策を行っていない。リピーター増加策として、駐車場経営者の間で駐車料金の見直しについて話し合うこともひとつの方策と考えられる。

ツ振興財団)に一本化したため、二重体制は解消された。

指定管理者の指定を受けていた一部の財政的援助団体(県関係団体)における退職手当引当資産の積立不足の解消に向け、指定管理料について、施設管理費に加えて人件費についても原則として精算を行わず、指定管理者の経営努力によって生じた利益を退職手当引当資産の積立不足額に充当させるとともに、実際の退職給付金の支払い財源が不足する場合は、別途、財政支援を行ってきた。

その結果、退職手当引当資産の積立不足は令和元年度に解消した。

指定管理者と駐車場経営者の間で協議を行い、リピーター増加策として、あさひが丘駐車場において、平成29年度から身体障害者手帳及び療育手帳所持者が利用した際に、こどもの国の100円分の乗り物券を交付するといった取組を実施するとともに、令和元年度から愛知こどもの国の定期プログラムへの参加者に対する駐車場の利用料金の割引を開始した。

また、ゆうひが丘駐車場において、同様に協議を行い、平成26年度から平日の利用時は無料とする取組を実施している。

今後も、引き続き協議を行い、利用促進に向けた取組を実施していく。